

## 想定QA

No.	質問箇所	質問	回答
1	募集要項 p. 3	4 指定期間 指定期間について、例えば5年ごとに契約の見直しや指定管理者による継続運営の可否など、環境の急激な変化に対応することは可能でしょうか。	社会情勢の変化や指定管理の対象施設の状況、魅力向上事業に関する業務の収支状況も勘案しながら、指定管理等業務の管理運営内容及び管理経費を見直すための協議の場を5年度毎（当初の協議は、令和9年末までに実施）に設けます。
2	募集要項 p. 3	4 指定期間 原状回復とはどの状態を指しますか。既存施設の改修、解体による魅力向上を行った場合はどこまで回復するのでしょうか。	原状回復とは、改修を行う前の状態に戻すことを指します。既存施設の改修・解体による魅力向上事業を実施した場合、指定管理事業者と本市との協議により、原状回復の詳細を決定いたします。
3	募集要項 p. 3	5(1) 管理運営の方針・基準 数値目標の根拠をご教示ください。また、成果指標を達成できなかった場合、ペナルティなどの措置はあるのでしょうか。	過去3年間の平均及び市政改革プランに基づく設定となります。成果指標を達成できなかった場合は、毎年度実施する年度評価においてその旨が記載され、その評価に反映されます。
4	募集要項 p. 4	5(3) 業務の第三者への委託 「主たる業務」については、第三者への委託が禁止されているところですが、応募する連合体内の企業に委託する場合は、第三者への委託に該当するのでしょうか。	提案時に担当する施設以外での事業であっても、連合体内（構成員）の企業が実施する場合は第三者委託にはあたりません。
5	募集要項 p. 5	6(3) 利益配分金 利益配分について改修を選んだ場合、利益を見込んで先行しての実施は可能でしょうか。また、実際には利益が発生しなかった場合、大阪市へ改修費相当分の請求は可能でしょうか。	利益配分については、実際に発生した利益に基づいて実施してください。修繕等については協定書のとおりのお取り扱いとなりますので、その枠外の改修・修繕等についての請求はお受けいたしかねます。
6	募集要項 p. 5	6(3) 利益配分金 利益配分の割合等について、今後協議による変更は可能でしょうか。	原則として公募時の設定から変更はありません。
7	募集要項 p. 5	6(3) 利益配分金 大阪市内に納入する場合、消費税についてどのようなお取り扱いとなるのでしょうか。	消費税のお扱いは、所轄税務署等の関係先にご確認ください。
8	募集要項 p. 8	8(6) 申請資格 今年度の新規設立会社の応募も可能でしょうか。	募集要項に記載している必要書類の提出ができない場合は、応募資格を満たしません。本公園の管理の為に新設する場合は、該当企業の親会社等の必要書類の提出をいただき実績等を考慮する場合がありますが、これに加え親会社が該当企業の一切について担保することを書面にてお示しいただく等の対応をお願いします。
9	募集要項 p. 9	8(6)エ SPCに関する要件 SPCの出資比率については何か要件があるのでしょうか。	SPCの出資比率に関する要件はありません。

No.	質問箇所	質問	回答
10	募集要項 p. 14	8(8)ウ 収支計画 新たに設置する公園施設がある場合、減価償却費や売り上げに対して想定される法人税等は、支出として計上することは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、「様式10-1～2 収支計画書」の魅力向上事業に関する業務の作成にあたっては、「その他経費」に減価償却費と公租公課とに分けて計上してください。
11	募集要項 別紙1 p. 5	2(2)イ 公園における行為の許可等 指定管理事業者が行為の主体となる場合、自身に対する行為の許可は不要とのことですが、当該行為許可にかかる収入・支出相当額は収支実績に計上するのでしょうか。	当該行為にかかる行為許可使用料相当額については、収支実績に反映させないでください。
12	募集要項 別紙1 p. 11	4(13) 障がい者法定雇用率達成への取組み 連合体で応募する場合、法定雇用率の達成義務は構成員である各法人に化されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	募集要項 別紙1 p. 12	5(4)公租公課の取扱い 既存施設にかかる事業所税、新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等について、それらが発生する場合と発生しない場合の違いをお示ください。	「募集要項 別紙1 5(4) (p. 12)」に記載しているとおり、市税については大阪市財政局税務部に、国税については所轄税務署等の関係先にご確認ください。
14	募集要項 別紙1 p. 13	5(6)ア 公園施設設置・管理許可使用料 許可使用料について、業務代行料から差し引くのではなく、別途支払いを行うことは可能でしょうか。また、工事時期や範囲の変動により、許可使用料に変動が生じた場合、業務代行料はどのように取り扱うのでしょうか。	許可使用料は業務代行料から差し引くこととし、別途支払うことはできません。 許可使用料に変動が生じた場合は、年度末に実際の使用状況に応じて精算を行うこととなります。
15	募集要項 別紙1 p. 13	5(6)イ 占用許可使用料 公園施設設置・管理許可使用料については、提案単価が条例単価を下回った場合、その単価を提案単価まで減額できるとのことですが、占用許可使用料についても同様の取扱いとなるのでしょうか。	占用許可使用料については、許可時点で公園条例に規定されている単価を適用します。
16	募集要項 別紙1 p. 14	5(7) 保険加入 施設賠償責任保険について、指定管理事業者自らは加入せず、第三者委託先に加入を義務づけることは可能でしょうか。また、第三者委託先の保険により、施設、機器の不備または施設管理上の瑕疵等による事故への対応を行うことは可能でしょうか。	施設賠償責任保険は、施設管理者である指定管理事業者において加入していただくこととなります。事故への対応は、指定管理事業者において責任ある対応を行っていただきます。損害賠償にあたり大阪市または被害者との交渉を第三者委託先に委ねることはできません。
17	募集要項 別紙2 p. 5	3(3)オ 保証金 「水道管、下水管、ガス管その他これに類するもの」などの占用物件は、保証金の対象外でしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	質問箇所	質問	回答
18	募集要項 別紙2 p. 7	4(2)ア ソフト事業に関する提案 現在の扇町プール指定管理者は、ソフト事業などを「自主事業」として実施していますが、本事業におけるソフト事業はどのような位置づけとなるのでしょうか。	「募集要項 別紙1 2(2)キ (p. 6)」に記載のとおり、扇町プールを活用した教室等については、指定管理業務の目的事業として実施させていただきます。 その他、扇町プールにおける新たなプログラムやサービス、一般園地における各種ソフト事業は、全て魅力向上事業となります。
19	募集要項 別紙3	業務代行料基準額の積算根拠についてご教示ください。	業務代行料基準額は、扇町公園の管理運営実績などを基に積算していますが、積算根拠をお示しすることはできません。
20	募集要項 別紙6	業務代行料から差し引く公園施設設置・管理許可使用料について、精算を毎月実施することは可能でしょうか。その他、業務代行料の支払い方法等について、協議することは可能でしょうか。	原則として年度末での精算となります。やむを得ない事情等で実施が困難な場合は別途協議を実施しますが、ご希望に添えない場合があります。
21	募集要項 別紙6	支払い等にかかる日数の変更など、各事務手続きの期間の変更について協議することは可能でしょうか。	大阪市会計規則に準じているものなど、変更できないものもあるので、原則として別紙6に記載のとおりとなります。
22	募集要項 別紙6	違約金について、金額の算定に際しての協議は可能でしょうか。	損害賠償請求とは別途の対応となりますので、違約金が発生する場合は、協定書の内容に基づいた金額をお支払いさせていただきます。
23	募集要項 資料II-1	「扇町公園子ども見守りカメラ」は現在どこに設置されているのか、詳細位置図をご教示ください。	防犯上の理由により、現時点で設置場所の詳細についてお示しすることはできませんが、指定管理事業者選定後に選定事業者に提示します。
24	募集要項 資料V	現在、扇町公園事務所で行為の利用料金の収受業務にかかっている人員数を回答頂きたい。	行為許可に係る利用料金の収受業務専任の担当はおりませんが、占用許可に係る業務等を行いながら、1人で担当しております。
25	募集要項 参考資料7	指定管理事業者申請に際して、扇町プールネーミングライツの応募は必須なのでしょうか。	扇町プールネーミングライツの応募は必須ではありませんが、積極的な応募を期待しています。
26	その他	新型コロナウイルスの影響による補償等はあるのでしょうか。提示される業務代行料上限額に反映されているのでしょうか。	新型コロナウイルスの影響による補償等につきましては、その時々への対応となりますので、事業開始後に状況に応じた対応となります。